

公益法人の会計に関する研究会（第31回）

議事録

内閣府公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会（第31回） 議事次第

日 時：平成30年 3 月28日（水）13:00～14:08

場 所：内閣府公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 平成29年度報告書について

○高山座長 ただいまから「第31回 公益法人の会計に関する研究会」を開催いたします。
本日は、年度末ということで、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

資料は事前に皆さんにお届けしていると思うのですが、見ていただいたとおり、事務局に相当頑張ってくださいました。我々の思いをしっかりと受け取っていただいて、大変満足できるところまで報告書に仕上げていただいたことについて、参与一同、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

これから、本日の議事に入ります。「平成29年度報告書について」でございます。事務局から説明をよろしく願いいたします。

○松前 そうしましたら、本日の資料について説明をさせていただきます。

私からは「はじめに」と「1. 特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化について」について、御説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして「はじめに」でございます。冒頭の文章は毎年報告書に書かせていただいている文章でございます。25年8月に、内閣府公益認定等委員会のもとに発足した旨を記載しております。

以来26年、27年、28年度と報告書を取りまとめている旨を書かせていただきました。

その後でございますけれども、昨年とは異なりまして、一定の結論を得ておりますので、その下でございますが、平成29年度の報告につきましても、平成26年度及び平成27年度の報告と同様に、公益法人会計基準及び公益法人会計基準の運用指針を補完するものとして位置づけを有しているところを書かせていただいております。結論が出たことについては、制度上の取り扱いについての検討に加えまして、会計基準取扱要領にあります勘定科目の検討につきましても、為替及び他会計振替額について結論をいただいておりますので、その点について補完するものということで、その旨を記載していただいております。

最後でございますけれども、今後も時間をかけて検討を行うことが必要な課題があるということを明らかに「はじめに」の文章に入れさせていただいております。

おめくりいただきまして、目次の次の1ページ目でございます。「1. 特定費用準備資金の運用の点検及び遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化について」ということで、1番目に特定費用準備資金について、2番目に遊休財産額算定の際に控除される財産について書かせていただいております。

「(1) 特定費用準備資金の運用の点検」でございますが、アにつきましても、特定費用準備資金に関する基本的な考え方を書かせていただいております。公益法人が国民の信頼を得てその活動を行っていくためには、この仕組みの趣旨を理解して、その適切な運用をしていきたいということを書いているところでございます。

イの問題意識でございますけれども、そのような特定費用準備資金については、現段階では、内閣府所管の公益法人2,400法人中、20%程度の法人についてしか活用されていない

ところを書かせていただきまして、より多くの公益法人が特定費用準備資金を活用していただくために要件を明確化したというような旨を書かせていただいております。

ウの特定費用準備資金の要件の明確化といたしまして、具体的に書かせていただいております。特定費用準備資金を〔1〕将来の費用の支出の増加が見込まれる場合と〔2〕費用の支出の増加は見られないけれども収入の減少が見込まれる場合に分けて分類してございます。

次のページでございますけれども〔1〕の特定費用準備資金については従来のものでございまして、新規の公益目的事業を行う場合と、既存の事業を行う場合はその拡大を行う場合に特定費用準備資金を設けられるという話でございますので、それを分類しているところでございます。

その下につきましては、FAQにおいて従来から認められてきた〔2〕の類型と書いてございますけれども、収入の減少に備えて積み立てる場合のことを書かせていただいております。ここを具体的に読ませていただきますけれども、FAQにおいて従来から認められてきた〔2〕の類型は、将来の収入の減少に備えて法人が積み立てる資金として、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込みや限度額の見積もりが可能であるなどの要件を満たすことができれば、特定費用準備資金として認められるものであるということで書かせていただいております。〔2〕の減少のほうでございますけれども、①の類型につきましては、積み立てできる期間が明確でなかったが、公益法人の収入の減少が長期化することは適切ではなく、一方で、公益法人の収入回復のめどを立てるために一定期間を要することを考慮すると、最長5年の期間の特定費用準備資金の計上を認めることが妥当であるといったしまして、期限につきましても、ここに明確化しているところでございます。

次のエは特定費用準備資金の弾力化について、ここは新たに書いたところ、明らかにしたところでございます。別添資料1も見ていただくとわかるのですが、赤い四角で囲ったところでございます。公益法人の収入の減少については、専ら公益法人の責に帰すことができない事情により収入が減少する可能性もあり、このような場合については、従来の特定費用準備資金では十分に対応することができないという課題が生じていたということで、ここは過去にこのようなことがあったけれども、特定費用準備資金については十分対応しなかったというようなことを書いてございます。

ここで「例えば」ということで、わかりにくいのですが、政府等からの補助金を受けて公益目的事業を行う公益法人について、政策変更により当該補助金が削減される見込みが高くなった場合などでは、当該公益法人の責に帰すことができない事情により当該公益法人の収入が減少するということで、こういった場合には特定費用準備資金を積み立てることができるのではないかとということで、事例を紹介させていただいております。

ただ、弾力化でございますけれども、法人の責に帰さない事例が政策変更等の余り数がないような事例になってございますので、弾力化のイメージとして適切かどうかというところも検討の余地があるのではないかとこのところでございます。

その下でございますけれども、①で公益法人が特定費用準備資金の積立要件を説明するに当たり、当該公益法人の責に帰すことができない事情により将来の収入減少が見込まれることについて法人のガバナンスを踏まえた説明をすることということで、1つ要件を書いてございます。②でございますけれども、当該積立額に相当する積み立てが必要となる理由の説明をすること。③といたしまして、当該積み立ての期間は最長5年であることということで、ここも期限をしっかりと条件で書かせていただいております。

以上が特定費用準備資金の説明でございます。

続きまして「(2) 遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化」でございます。最初に経緯といたしまして、6号財産については、金融資産から発生する果実が積み上がって、適切な公益目的事業に費消されないおそれがある事例が存在している。公益法人が公益目的事業を行うことにより、公益の増進を行い、活力ある社会の実現を目指すという公益法人制度の目的を踏まえると、このような現状を是正することが求められており、本報告書において、一定の方向性を示す必要があるということで経緯を書いてございます。

イでございますが、問題の所在ということで、6号財産は、条文上、交付者の定めた用途が存在することが前提となっているため、公益法人会計基準における指定正味財産に該当する。しかしながら、6号財産に積み上げられている果実については、指定正味財産には該当するものの、明確な費消時期が定められず、また、具体的に費消される見込みもなく、漫然と蓄積されるものが散見された。このような現状については、制度の趣旨に照らして適当ではないということを示させていただいております。

ウにつきましては、この問題についての対処方針を書かせていただいております。果実を適切に公益目的事業の実施のために費消することを担保する仕組みとして、次のとおりとするべきであることといたしまして、①②と2つに区分して記載してございます。①でございますが、費消時期の指定はないけれども用途の指定がある果実については、6号の財産から外すというような旨の記載をしているところでございます。読み上げさせていただきますが、公益法人会計基準上は指定正味財産に該当しないと整理することは難しく、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が規定する遊休財産額の定義を踏まえると、当該果実が遊休財産額規制の対象となるかは必ずしも明らかではない。そのため、当該果実を費消することを担保するため遊休財産額規制の対象とすることを認定規則及びガイドラインの改正等により明確化することが適当である。すなわち、当該果実は収支相償の対象とはならないが、遊休財産額規制の対象とすることで、公益目的支出における支出の増大を間接的に担保することが妥当であると書いてございます。

②でございますけれども、明確に費消時期及び用途が定められた果実については、従来どおり6号財産と考えることが可能であるということで書いてございます。ただ、その場合についても、費消時期については、特定費用準備資金の最長期間が10年であることを踏まえて、一応ここは10年の長期を超える費消時期の指定は適当ではないという整理を制度上するというので、その旨をガイドラインの改正等によって明確化するというようなこ

とを結論として書いてございます。

この部分につきまして、①でございますが、本日御欠席であります梶川先生から御意見をいただきましたので、御紹介させていただきます。①の「『指定正味財産』に該当しないと整理することは難しく」というところでございますけれども、梶川先生におかれましては、指定正味財産の概念を厳格に考えていらっしゃるところがございまして、指定正味財産に該当しないようなものを該当させているようなことから問題が発生していることがもともとの原因であると。全てが該当しないと言えないというよりは、一部該当しないと読めるようにしてほしいということで、文言といたしましては、最初の①について、費消時期の指定はないけれども使途の指定がある果実については「公益法人会計基準上は必ずしも『指定正味財産』に該当しないと整理することは難しく」というような形で修文をしてはいかかかという御意見をいただいております。

これにつきましては、座長と相談をさせていただきまして、修文の文言を考えさせていただきました。まだ入れてございません。

続きまして②の後でございますが、なお書きのところでございます。これは昨日参与の先生方にお送りさせていただきました資料から修正している部分でございます。なお以下4行につきましては追加をしているところでございます。なお、控除対象財産に含まれないこととなる果実については、その改正等の趣旨を踏まえると、公益目的事業への費消を促進することであり、他の控除対象財産、すなわち1号財産及び5号財産への繰り入れは認められるべきではない。この点については、当該控除対象財産の性質からも明らかであるというところを入れさせていただいております。

続きまして、エは当該対処方針を実施するに当たって日本公認会計士協会に依頼する事項を入れさせていただいております。これにつきましては、研究会では議論はなかったのでございますが、座長から御依頼がございまして、入れさせていただいております。公益法人の社会的な信頼を確保し、また、公益法人の運営の円滑化を図る観点から、公益法人は、外部監査人による監査を積極的に活用することが考えられる。この場合、外部監査人においては、公益法人が公益法人制度の趣旨を理解し、民による公益の増進を担保するために、果実の費消状況について、確認を行うことが適当であると考えられる。そこで、外部監査人が監査上留意すべき事項に上述の果実の費消状況の確認を追加することについて、会計士協会において検討することを依頼するという形で入れさせていただいております。

この文章につきましては、座長からの御依頼に基づきまして、また協会のほうに御検討いただくということで、文章については、今後、まだ検討の余地があるところがございます。具体的には、監基報の250に従いまして、監査上留意すべき事項に追加するというような内容で伺っております。特に保証の追加とか、監査報告書の範囲を広げるとか、そういうことではなく、内容について留意すべきということでございました。

続きまして、オの中長期的な課題でございます。以上のとおり、当面の対処方針等を整理したところであるけれども、当該対処方針を検討する中で、公益法人会計基準で規定さ

れている指定正味財産の指定は、法人にとっての用途等の拘束があることを意味するという観点から、指定正味財産とは、法人の意思決定機関である理事会が自由裁量で費消時期・方法を決定できない財産を指すという意見があり、また、現行の公益法人会計基準の運用指針の規定を文言どおり解して、用途に何らかの制約があれば、当該財産は指定正味財産に該当するという意見もあったということです。指定正味財産については、どのような財産を認めるかという論点と、どのような財産を遊休財産規制の前提のもとで保有することが可能かという論点が密接でございますので、これらについては、今後研究会で議論されるべき中長期的な課題であるということを書かせていただいております。

最後の「また」でございますが、当該対処方針を検討する中で、6号財産に計上されている財産として、今回は果実について明らかにしているところでございますけれども、費消時期の定められていない元本や現金についても検討すべきではないかという御指摘もあって、これらの財産についても6号財産として蓄積されていくことは制度趣旨に合っていないというところでございますので、この点についても課題として考えるということを書かせていただいております。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

ということで、相当の力作だと考えております。当初、前回議論しました座長案としての「指定がついているけれども法制上の要請をもって一般に強制的に振り替える」という方法により直接規制をしようと考えましたが、皆さんの御意見を踏まえ、事務局で内容を十分再検討していただきまして座長案を修正いたしました。間接規制ではありますが、その間接は2つあるのですが、1つは先ほどの4ページにありますように、収支相償の対象とならないけれども遊休財産規制で間接的に積み上がり防止策を担保する。そして、エとして会計士協会の監査により間接的に抑止するという2つの間接規制による担保で、ほぼ直接規制に近づけることができるのではないかと思います、無理を言ってエについて入れさせていただいております。

これらを含めまして、今まで事務局の説明について御質問等あるいは御意見等がございましたら、文言の修正もございましたら、ここで意見をお聞きしたいと思います。長参与、いかがでしょうか。

○長参与 私から、松前さんの説明にもありましたように、4ページのエなのですけれども、こちらは監査上どうなるかということで、確認を追加するという記述があるのですが、もともと監査基準委員会報告書250の中に財務諸表監査における法令の検討というものがございまして、これは財務三基準と言われている収支相償、公益目的事業費率、遊休財産額規制といったものも当然含まれるということです、今までも当然これは検討しなければならぬ事項だったということでございます。

今回、こちらの6号財産の積み上がりを阻止するというところで、認定規則及びガイドラインが改正になるということですから、当然この法令の検討に入ることですので、

ただ、それは公認会計士協会が出している監査上の取り扱いでは特に記述がなかったという事ですので、留意事項として強調するという方向がよろしいのかなと思っております。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

中田参与から、いかがでしょうか。

○中田参与 1つ御質問があるのですが、2ページの一番下の、特費の〔2〕②についている注のガバナンスなのですけれども、これが何を示しているのか、読む人によって違うのだと思うのですが、どういうことをおっしゃりたいのか御説明いただけますか。

○松前 文章のほうにはガバナンスという形で書かせていただいておりますけれども、別添1でも書かせていただいております。注4で、特定費用準備資金の必須要件である目的、規模、期間のそれぞれについて、対応不能とした背景、経緯、事情等について、理事会、評議員会または社員総会、監事等の認識を踏まえ説明を求めるといような形で、そういった各機関の方々がどのように考えているのか、その人たちもそういう特費が必要であるとかいうことを踏まえて説明してほしいということです。

○中田参与 つまり、その理由についてちゃんと考えていて、理事会とか評議員会とかの決議を経ているということが必要だということですか。

○松前 そうです。そういう理解でございます。

○中田参与 ガバナンスという言葉があって、それでは、具体的な書き方としてどうかなと思います。

○松前 ちょっとそこは考えます。

○中田参与 すみません。よろしく申し上げます。

あとは非常に今までの議論を丁寧に拾っていただいて、大変よくまとまっていると思います。ありがとうございました。

以上です。

○高山座長 ありがとうございました。

上倉参与、いかがでしょうか。

○上倉参与 私も基本的に賛成でございます。先ほど梶川参与の御意見で、3ページの下のほうに「必ずしも」という言葉を入れたほうが良いということがありましたけれども、私もこれは賛成でございます。現状の文章だと「『指定正味財産』に該当しないと整理することは難しく」というのは、ちょっと言い過ぎかなと思いますので「必ずしも」というところはぜひ入れていただければと考えています。

もう一つ、4ページのエですけれども、会計士協会への依頼のところで、言い回し、言葉の使い方の問題かもしれませんが、上から4行目の後半、一番後ろに「果実の費消状況について、確認を行う」、さらに、その1行下に「果実の費消状況の確認を追加」とあるのですが、ちょっとこの表現が漠然とし過ぎていないかなという気がしまして、先ほど長参与から、監査基準委員会報告書の250の中で法令の検討という言葉が使われているの

で、その法令の検討という言葉と関連づけて表現できたらわかりやすいのかなという気がしております。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

金子参与、いかがでしょうか。

○金子参与 いろいろとありがとうございました。

先ほどの先生方の御意見と重なるところですけれども、3ページのちょうど真ん中あたりのイの問題の所在なのですけれども、6号財産は指定正味財産に該当することまではわかるのですが、その後「しかしながら、6号財産に積み上げられている果実の中には、『指定正味財産』には該当するものの、明確な費消時期が定められず、また、具体的に費消される見込みもなく」となっていて、これは書かないで「『指定正味財産』には該当するものの」を取っておいてほしいのです。なぜかという、これを書いた途端に、今後、明確な費消時期が定められず具体的に費消される見込みもなく漫然と蓄積されるものが指定正味財産に該当するというように読めてしまって、今後、指定正味財産をもうちょっと、さすがにそこまではというときに、29年度でこれを書いたことによって、29年度でそう言っているのではないかということで、後で議論ができなくなってしまうリスクがあるので「果実の中には、明確な費消時期が定められず」としても、この文章は多分、通るのです。なので、そこを取ったほうが、そうしないと、明確な費消時期が定められずに指定正味財産が、想定しないように読めてしまうのかなというのが、今後の議論の、よろしいでしょうか。

それに関連してなのですけれども、例えば3ページの上の一番上の行の②なのですけれども「当該積立額に相当する積立が必要となる」というのも結構微妙で、要は、事業をやっている、本来の事業収入の中でできてしまうから、結果的に指定正味財産をずっと使わないで残し続けるというケースが結構あって、逆に指定のほうをもし事業のほうに振り向けてしまうと、今度は本体のほうの収支相償を満たさないから毎年ずっと使わないでいつまでも残り続けるというケースもあると思うので、もうちょっと、どうしても、そのお金がないとその事業ができない的な、多分、必要だというのは、何らかの形で必要だとは思いますが、もうちょっと必要だというのは、本体収入だけではだめで、この果実がないとこの事業ができないぐらいの厳しいところではあります。

○高山座長 ここは果実だけではない。ここはあくまでも特費の説明ですから、特定費用準備資金として積み立てるわけですから、その源泉は果実には限らないと思います。

○金子参与 特費の説明ということでいいですか。そうですね。すみません。失礼しました。

あとは4ページの最後の行から5ページの上にかけてですが、指定正味財産とは、法人の意思決定機関である理事会が自由裁量で決定できないものを指すという意見があり、また、使途に何らかの制約があれば、当該財産は指定正味財産に該当するという意見もあつ

たというのは、多分、前半の自由裁量で費消時期・方法を決定できないというのは、具体的に用途に制約があるというのは何をどういうものが用途に制約があるかということを書いていて、後半はただ用途に制約があれば該当すると書いてあるので、ちょっと次元の違う話なのかなと。前半は用途の制約の内容を具体化した部分で、後半はただ用途に制約があればと書いてあるので、特に両者の意見が対立関係にあるとか、異なる意見だという感じでは理解していなかったもので、ここは今後の議論の進め方の部分もあるので、これで書き方がいかどうかという点は、できれば御検討いただければと思います。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

今の皆さんの御意見の中で、いかがでしょうか。3ページ目の中の、金子参与の御指摘のイで「『指定正味財産』には該当するものの」と言い切ってしまうのは危険だという御意見がありましたけれども、これは削除してよろしいでしょうか。何か異議がありますか。

○坂井企画官 少し前提が違うと思ひまして、まさにオで指定の概念が非常にぐらぐらだと。言っていることとの整合がとれないというのは、確かに金子先生のおっしゃるとおりで、ただ、前提としてはこれがありますので「現状においては『指定正味財産』と整理することとされているが」という言い方であれば断定ではございませんので、エとの整合性もとれるかなと思っております。

○高山座長 そうですね。そういうことで、これは残してもいいですか。

○坂井企画官 現状においては、こういう形で整理していることとしているが、そもそもどうなのだとするところをオで展開させていただきますので。

○高山座長 今の、イの問題所在ではなくて、4ページ、5ページですか。

○松前 イのところですか。

○高山座長 この表現の話ですか。

○松前 表現ぶりをちょっと変えるということですか。

○高山座長 やはり要るということですね。

○松前 オにつながる。

○高山座長 そうですね。オにつなげるためには要るのですね。

○坂井企画官 今のままだと、逆に不整合になってしまうというのは、金子参与がおっしゃるとおりです。

○高山座長 これはもうちょっと検討させていただけますか。事務局で十分検討していただいて、文章の流れ等もございますので、その中で、趣旨としてはわかります。余り変なものはいれないほうがいいというのはわかるのですが、今までの流れもございますので、少しこちらに任せていただくということでもよろしくお願ひします。

3ページ目で、きょうお休みになっている梶川委員から「必ずしも」を入れていただけないかと。梶川委員は、もともと指定正味はもっと厳格であろうと考えていらっしゃる方でもあります。ちょっと心配なのは、3ページ目で「必ずしも」を上に入れると、下から

3行目で「必ずしも」が2回、同じ言葉が出るという意味では読みにくくなるのかなというおそれもございますので、この表現につきましても、事務局でまた十分検討させていただきますので、梶川委員の趣旨はよくわかりました。ですから、これもまた事務局に任せただけであればと思っております。

それとエについて、ある意味で唐突でございます。先ほど申し上げましたように、この前、私が書いたように、会計専門家として忸怩たる思いがございました。指定正味について、もう少し適正にするようなアクションを起こせばよかったということで、なかなかそのアクションが起こせない部分で困っておりましたが、先ほど長参与がおっしゃったように、法令の検討というところがきちんと監基報にありましたので、そこを突破口に、ここを間接的に担保、もう一つの間接的な担保と、2つの間接的な担保を入れたいと考えております。

ただ、文章につきましては、会計士協会との調整があり、また変わる可能性がございますので、そこも任せただけであればと思っておりますが、大立目先生、何か御意見はありますか。

○大立目（会計士協会） 先生の御議論の方向は、まさしくそのとおりだと考えておりますので、御依頼があった場合には、私どもとして何ができるのか、どこまでやるべきなのか、慎重に検討して前向きにやらせていただきたいと思っております。

○高山座長 よろしくお願ひします。期待しておりますので、ぜひこれはなし遂げたい議論でございますので、会計士協会もしっかり動いていただけるという心強いお話がいただきましたので、私としてはほっとしております。

ほかとして、先ほどの4ページ目の書きぶりもすごく御意見があると思うのですけれども、ただ、私は今まで皆さんの御意見をお聞きしている限りは、これは合っているような気がしまして、このような議論になっていたと思います。相当理事会を制約する、理事会の自由裁量を許さないというのが指定だという御意見もありましたし、少しでも使途に制約がかかっていたら指定になるという御意見もありましたので、これは事実なのですが、書きぶりについては注意をさせていただくということで考えております。

それと本当に今回、4ページ目のなお書きでございまして、私が前回、あれほどこだわっていたのは6号でせつかく積み上がりの果実を防止しようとしても、結果、脱法行為として1号へ抜けるのではないかという議論がありました。あるいは前回、5号に抜けるのではないかという議論がありまして、これをしっかりと書き込んでいただいて、1号、5号への繰り入れはだめだという方向性について書いていただいたというのは大変評価したいと思っておりますので、ぜひここについても皆さんの賛同をいただきたいと思っております。実際、対応されている委員の方、こんな形になるということではいかがでしょうか。

小森委員。

○小森委員 結構だと思います。問題点のブロックの仕方はこの方向でお願いできればと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

惠委員、いかがでしょうか。

○惠委員 4ページのなお書きのところですね。1号、5号へのふたをするという御説明があったので、事前に伺ったときによかったなと思いました。ありがとうございます。

○高山座長 小林委員、いかがでしょうか。

○小林委員 こういう趣旨については賛成いたしますので、ぜひこのような方向でお願いしたいと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

皆様の大卒の御賛同をいただきましたので、この方向で、また、てにをは等を含めてブラッシュアップをさせていただきたいと思っておりますが、この報告書の方向でいきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、次の議題について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○黒野補佐 続きまして、本文の6ページの「2. 財務諸表における勘定科目の明確化の検討について」でございます。「(1) 『為替差損益』の科目例示及び為替差損益と評価損益との関係」でございます。

こちらはアの問題の所在に書いておりますように、公益法人会計基準の注8で為替差損益に関する記述がございますけれども、具体的にどのように最終的に整理するかということまで、運用指針のほうまで落とし込みがなかったというところで、実務上不明確となっております。そのため、今回はこれを明確化するという趣旨でございます。

イの対処方針でございます。問題に対応するため、日本公認会計士協会に公益法人の会計に関する諸問題の検討について協力依頼をいたしまして、その回答を得て、こちらの研究会で検討した結果が以下のとおりということで、こちらは結果だけまとめてございます。まず、わかりやすく記載するという趣旨から、①で一般正味財産増減の部に計上される為替差損益について、iで、時価法を適用した投資有価証券に関する為替差損益を最初に記述しております。こちらは御存じのとおり、収支相償の対象から外れる時価法を適用した投資有価証券が現在、評価損益等ということで、まとめて記載されておりますけれども、それらに関する為替差損益につきましても、こちらの科目に含めて計上するというので、収支相償の対象から外すということでございます。

続いて、7ページ目のiiです。その他の為替差損益ということで、時価法を適用した投資有価証券に関するもの以外のもので、為替差損益をまとめておりますけれども、その他の為替差損益につきましても、会計区分ごとに為替差損益が純額で差益の場合、為替差益ということで、実際、記載する場所としては雑収益の1つ上というあたりかなということでございます。純額で差損の場合は、雑費の1つ上というあたりで、為替差損として計上するというのを想定しております。

別添資料の2番を見ていただきますと、運用指針の改正イメージがありまして、黄色のところは為替関係の記載になっております。経常収益のところ、雑収益の1つ上に為替

差益ということで、こちらは時価法を適用した投資有価証券以外に関する為替差損益が差益の場合に、こちらに為替差益を書いていただく。同様の集計をして、差損の場合、事業費であれば事業費の雑費の1つ上、管理費であれば管理費の雑費の1つ上に為替差損を書いていただくというようなイメージでございます。

続いて、本文7ページに戻っていただきまして②でございます。こちらは指定正味財産増減の部に計上される為替差損益についての記述でございます。こちらも別添2を見ていただきますと、別添2の指定正味財産増減の部のほうです。従来為替差損益を除いた評価損益につきまして、基本財産において評価益と評価損、特定資産につきまして、評価益と評価損ということで、それぞれ科目を設けて、どちらかを表示するようなイメージでつくられておりましたけれども、これに為替差損を含める場合、評価益があつて為替差損が大きくて損になる可能性もあるということで、最終的には下に黄色で示してあるような形で、「基本財産評価損益等」あるいは「特定資産評価損益等」ということで「等」という文字を含めまして、その中に為替差損益も含めて表示するというようなイメージでございます。

四角の下に注で書いてありますように、〇〇評価損益等において、合計が負となる場合には、金額の前に△を付すというような、こちらは最終的に書くかどうかはわからないのですけれども、このようなイメージで、益か損かをわかるように記載するようなイメージでございます。

本文の7ページに戻っていただきまして、なお書きでございます。なお、会計区分ごとに計上された為替差益及び為替差損等について「合計」覧算出のために消去を行う場合は、運用指針「13. 様式について」において記載される「内部取引等消去」欄を用いるものとする。こちらは現在「13. 様式について」にあるところは「内部取引消去」という文言になっておりますが、こちらもありやすく「等」を入れて「内部取引等消去」欄という形に運用指針のひな形を改正する方向でございます。

続いて、本文に戻っていただきまして「(2) 他会計振替前当期一般正味財産増減額の記載」でございます。こちらは研究会のほうから日本公認会計士協会に為替の検討を依頼しましたけれども、それ以外に実務上何かあればということをお願いしていたところ、実際、こういう問題あるいはこのようにしたほうがいいのではないかという提案がございまして、それを検討したものでございます。

8ページにイメージを載せてございますけれども、正味財産増減計算書内訳表です。一般正味財産のところでは当期経常外増減がありますけれども、これまででしたら、当期経常外増減のすぐ後に他会計振替額ということで、ひな形ができておりました。今回、太字になっておりますけれども、他会計振替前当期一般正味財産増減額ということで、ここで一旦小計をするイメージです。当期経常外増減までの類型でプラスなのかどうかを出していただいて、収益事業であればその中の利益相当に当たるので、おおむね半額ぐらいが他会計振替で振りかえられることがわかるようになるということで、実務上の利便に資するというので、ひな形もこのような形で追加させていただこうと考えてございます。

最後に「(3) 適用時期」でございます。為替と他会計振替関連の記載だけは表示の問題なので、早目に適用していただいても構わないのかなと思ひまして、本項目の措置については、平成30年4月1日以降開始される事業年度からと書いております。早期適用を妨げないのですけれども、ここで参与の先生方に御相談なのですが「開始される事業年度」がいいのか「以降終了される事業年度」がいいのか、どちらもありえるのかなと思うのですが、御意見をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

それでは、為替差損益につきまして、会計士協会から御依頼がありましたので、一定の成果ということで、書かせていただいております。内容につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、お話し願いたいと思います。特に最後の適用時期のところの書きぶりについても御意見をいただきたいと思いますが、長参与、いかがでしょうか。

○長参与 特にございません。開始時期ですけれども、平成30年4月1日以降開始される事業年度でも、特に問題ないものと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

中田参与、いかがでしょうか。

○中田参与 書きぶりなのですけれども、6ページのイの上ですが「『12. 財務諸表の科目』において」というところがございますね。ここで為替差損益等の科目例示がないため、経常収益費用として処理すべきなのか、経常外として処理すべきなのか等が不明確となっているということで、次に続くわけですが、結論で出たことは、結局経常か経常外かではなくて、評価損益なのか、それとも、経常なのかということになってしまっているのです、ここを何か読んでいくと混乱してしまうので、例示がないため、どのように表示すべきか不明確となっているぐらいの表現でいいのかなとちょっと思ったところでございます。

それから、8ページの適用時期については、開始でも終了でも結論的には変わらないのではないかと思います。

○黒野補佐 そうです。そうなのですけれどもね。

○中田参与 このままで結構だと私は思います。

○高山座長 早期適用はよろしいですか。

○中田参与 早期適用は自由ですから、よろしいのではないのでしょうか。

○高山座長 ありがとうございます。

上倉参与、いかがでしょうか。

○上倉参与 一点だけ質問なのですが、7ページ目の真ん中あたりのなお書きの文章で、1行目で「為替差益及び為替差損等について」の「等」は何を指しているのでしょうか。

○黒野補佐 実際は投資有価証券の評価損益等に含めて、通常は公益のところにはしないのかもしれないのですけれども、同じ財産を1号財産と2号財産に分けているような場合、収益事業等のほうにも評価損益が出ている可能性があるということがあって、それで単純

に為替差損益だけ。

○上倉参与 例えば基本財産評価損益等の、この科目を意識されて「等」をされたということですか。

○黒野補佐 そうです。実際はそういうことです。当初は、なしですっきりしようかなと思っていただけでも、場合によっては何か両方出てくる可能性もあるのか、ないのか。

○上倉参与 ここで「等」を使うと評価益とか評価損、これも相殺の対象になるのかなというふうにも読めるのです。

○黒野補佐 そうですね。ここで消去するのはあくまでも合計欄を出すため、合計欄のところ、合計欄というのは全体のP/Lになるわけですが、そこで為替差益、為替差損が両方出ているのがよくないというイメージだけなので、そうですね。確かに評価損益は、結局は数字として出てくるだけだから消さなくても大丈夫なのですね。

○高山座長 「等」はなくてもいいかもしれないですね。文章としては「等」がないほうがわかりやすいかもしれませんね。そこはちょっと検討させてください。

○黒野補佐 わかりました。すみません。検討させていただきます。

○上倉参与 あと、適用時期については、現状の書きぶりでもいいのではないかなと。むしろ以降終了よりも以降開始のほうが実務上はいいのではないかという気がしています。

○黒野補佐 法人にも若干余裕があるようなイメージがあるかなと。

○高山座長 よろしいですか。

金子参与、いかがでしょうか。

○金子参与 内容は、具体的には特にないのですが、外からの明確化という意味で、書きぶりで、通常外貨建て取引と言った場合には、海外とか別の事業体と通常外貨で取引することも外貨建て取引ですし、資産として外貨を保有してそれを運用することも外貨建ての取引で、例えば内閣府などの認定を受けている公益財団のケア・インターナショナルとか、そういったところは、そもそも活動自体が外貨建てだというケースも結構あって、ここではあくまでも外貨での有価証券の運用に話が限られているということだとすると、最初にそう書かないと、一般的に外貨建て取引と言った場合には、極めて広いものを想定されてしまって、その後、それ以外の外貨建て取引は一体どうなのかという話になるのかなという気がするので、ここではあくまでも運用面に限定したということを最初に書いておいたほうがいいのかかと。

通常外国を援助するとか、そういったものも当然外貨建て取引ですし、ここではそういう話が出てこなかったのが外貨建て取引と言った場合には、当然この運用だという前提になりますけれども、全くこの議論に参加されていない人は、むしろそうではない外貨建て取引を想定される可能性もあるのかなと思っております。

同じ段落のところで、このため、公益法人では外貨建て取引は一般的に行われてこなかったというのも、そこまで言い切れるだけのデータとかがあるかなというのは、それがな

くても話は通じるのかなというようにも感じております。

あとは最後の適用時期は、私から特に意見はないのですけれども、書き方なのですが、会計基準が始まる時は、本会計基準は平成30年度4月何々から適用されると書くのですが、ここでは本項目の措置については何々で講じられるべきであると書いてあるのは、何か意図があるのですか。通常の会計基準は、何年度より始まる事業年度より適用されるという書き方をしていると思うのですけれども「べきである」というと、そこまで強制力のある主体が書いていないからということで、このような書き方になるのですか。

○黒野補佐 これは基準を変えたというよりも、ある意味で整理したというところなので、もともと基準としては不明確だけれどもあったのですが、そういうイメージです。

○金子参与 「適用」というよりも「べきである」ぐらいでとめておいたという表現上の整理。わかりました。ありがとうございます。

以上です。

○高山座長 よろしいでしょうか。

もともとのボールをこちらに投げてこられた会計士協会の大立目先生、いかがですか。

○大立目（会計士協会） これについては特に意見はございません。

○高山座長 適用時期もこれでよろしいですか。

○大立目（会計士協会） これでもう、きのうも意見を申し上げさせていただいて、事前に意見を申し上げさせていただきました。入れていただきましたので。

○高山座長 小森委員から何かありますか。

○小森委員 この点に関しては特にありませんが、先ほどのところに戻って、修文というか、ちょっと気になる点があるので申し上げておきたいのですけれども、ずっと読んで落ちなかったものですから申し上げておきたいと思っているのですが、2ページの真ん中より上のほうの段落で「[2] ①の類型については」という、上から言うと「一方で」の次のパラです。よろしいでしょうか。

「積立できる期間が明確でなかったが、公益法人の収入の減少が長期化することは適切ではなく」という、減少が長期化するのは適切ではないというのはすごく違和感があって、言いたいことは、恐らく長期化することによって積立期間が長くなるということをお願いのだろうと思うのです。これがパーフェクトかどうかはわかりませんが「収入の減少の長期化により、積立期間が長期にわたることは」ということなのだろうと思うのですけれども、適切な文章はまたちょっと考えたほうがいい。

○高山座長 事務局のほうで考えさせていただきます。

○小森委員 読みがぱっと来なかったものですから、それだけです。

○高山座長 ありがとうございます。

また勘定科目のほうに戻りますが、8ページの適用時期につきまして、これはパブコメをかけて、それがいつ公表されるかによって、本当に早期適用ができる可能性もございませぬので「ただし」を入れさせていただきました。あとは4月1日以降に開始されるかある

いは終了するというのがございますが、終了になってしまうと、結構遡及するというのですか、暦年の1月から12月とか、そういう法人も結構ございますので、公表するタイミングから4月からとするならば、こういう書きぶりがいいのかなと私も思いますので、皆さんの御意見も一致いたしましたので、この方向でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最後でございますが、別表Hのフォローアップにつきまして、事務局から御説明をよろしく申し上げます。

○岸補佐 わかりました。

報告書では、最後の9ページでございまして「3. 別表H簡便版（案）の作成のフォローアップについて」ということで記載させていただいております。内容については、前回に御説明した内容でございますけれども、報告書に上げたというところで御説明をさせていただきます。

上からいきますと「（1）別表H簡便版の検討結果」で、アの経緯です。これにつきましては、研究会の28年度報告の中で、このようなことを受けまして、行政庁でフォローアップしたというところで記載させていただいております。

次にイでございます。別表H簡便版（案）の策定状況と導入スケジュールでございまして、①と②がございます。①につきましては、別表H簡便版（案）の解説の資料とシートですが、それについて別添3-1と3-2で入れさせていただきました。別添3-1につきましては、前年度、平成28年度で同じように様式を入れていきますので、この様式に従って作成していただくというところで、今年度も入れさせていただいております。手引につきましては、こういった内容的なところで、必要と思われる事項についてまとめたという前回と同じところでございます。

②の別表H簡便版の導入スケジュールと今後の見通しにつきまして、適用につきましては、平成30年31年4月以降に提出される平成30年度の定期提出書類から適用するというところ。もう一つ、方法といたしましては、当初はシステム改修ではなく、簡便版のファイルを定期提出書類に添付していただいで運用するというところをここに記載させていただきました。あとは来るべきタイミングをはかってシステム改修を検討することとするというところでございます。

別添につきましては、別添のファイルを見ていただいで、最後のページでございまして。別添3-2の2ページ目でございますけれども、よろしいでしょうか。真ん中の2で、以下に該当する場合には別表Hで計算することになります。前回に御提示させていただいたのはフローチャートの形で提出させていただきましたが、わかりやすくつくったつもりがわかりにくかったので、ここに入れさせていただいたというところでございます。

私からは以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

フォローアップにつきまして、また、この書きぶりにつきまして御意見等がございまし

たらお話ししたいと思います。

長参与、いかがでしょうか。

○長参与 簡便版のほうが非常にわかりやすいというか、簡単なように見えるので、利用が進むのかなと思います。特にございません。

○高山座長 中田参与、いかがでしょうか。

○中田参与 特にはありません。

○高山座長 上倉参与。

○上倉参与 1つ確認ですけれども、9ページ目のイの②で、簡便版の運用は平成31年4月以降に提出されるということは、1月決算の法人が一番早く適用されるという理解でよろしいのでしょうか。

○黒野補佐 そうですね。

○上倉参与 別にどこで切ろうと決めの問題なのでいいのですけれども、一般的には3月決算の法人が一番早く適用されるのが一般的な運用ではないかという気がしているのです。

○岸補佐 そうですね。提出というところから来ているのですけれども、そういう適用がいつからという意味であれば、そういう書き方のほうが。

○高山座長 今、このままだと、30年2月開始の事業年度の法人がもしあれば、あるかどうかわかりませんが。

○上倉参与 1月決算は割とあると思うのです。

○岸補佐 3月に統一したほうがいいですか。3月決算。

○小森委員 おっしゃっているのは、31年6月以降ということではないのですか。そうですね。

○上倉参与 6月以降にすれば、割と一般的な運用なのかなという気がするのです。

○岸補佐 検討いたします。

○高山座長 6月になるのですかね。

そうすると、早目に出してしまったら、そんな人はいないか。

○小森委員 6月以降ではないか。6月まで。

○高山座長 6月まで、そうになってしまうので。

○中田参与 翌年になりますよ。31年度からですね。

○高山座長 そうなってしまいますものね。6月だったらそうになってしまう。6月も入るのですね。

○小森委員 6月以前。

○長参与 6月からですよ。

○中田参与 5月に出したら適用しなくていいということですよ。

○高山座長 そういう話ですね。ないとは思うのですけれども。

○小森委員 どういう表現で説明しようか。

○小森次長 30年度の決算からというか、30年4月から31年3月期の決算。

○高山座長 そういうことで書きたいのだと思うのですけれども、うまく言えないですね。
○上倉参与 書きぶりとしては、先ほどの8ページのような書きぶりのほうがわかりやすいかなと。

○小森委員 提出時期ではなくて、対象事業年度のほうがわかりやすいかなと。

○岸補佐 わかりました。

○高山座長 そこは確かにおっしゃるとおりですね。ほかには、金子参与、いかがでしょうか。

○金子参与 特に内容は何もありませんので、ありがとうございます。

書きぶりですけれども、別添3-2で、3段落目になりますけれども、したがって、何々を基本的には相当し、何々に相当するという一つの文章の中に2つ、相当し、相当するところと。あとはその次の文章なのですが、句読点がないのですが、上記の考え方に基づき別表H簡便版は公益目的事業会計の正味財産増減額を用いて算出する方法ですというのは、日本語として若干修正が必要かなと、失礼な話かもしれませんが思います。

以上です。

○高山座長 ここは提出時まで文章をブラッシュアップしたいと思います。

○金子参与 よろしく願いいたします。

○高山座長 よろしいでしょうか。このH表のフォローアップについての研究会の意見は以上にしたいと思います。

ちょっと早かったのですけれども、どうぞ。

○中田参与 一つだけよろしいですか。先ほどの最初の論点に戻らせていただきたいのですが、5ページなのですけれども、最終段落の「また」というところから、6号財産に計上される財産として、果実のみならず費消時期の定められていない元本や現金についても検討すべきではないかという旨の指摘があり云々とありますが、全財産が指定の法人があるのです。

○高山座長 6号ですか。

○中田参与 あるのです。それ以降は寄附がない。それをつないでいくのだという法人があるのですが、例えばこれが本当に発動されて、10年で使いなさいと言われてしまうと、10年後にあなたは解散しなさいと言われていたのと同じことになってしまうのです。その辺もちょっと、それは確かに漫然と積み立てていなくて、少しずつそれを使っているのです。そういうところもあるということで、漫然と蓄積されることは照らして適当ではないとか、そういうことを断定的に書かれるのがどうかと。

○高山座長 これは6号にいるということは、元本は、お金、もともと資金ですから、資金でありましたと。それを例えば株式に、果実ではないですよ。最初で、果実で5号に行くということはあり得ますね。それは最初から6号になるのか、5号なのか。

○黒野補佐 もともと6号は、使い切っていいという指定の財産になるので、株式になったとしても、6号の株式で最後は使って、売ってなくなる場合もある。

- 高山座長 では、使わないでというのは。
- 黒野補佐 ずっと持ってくれというものは5号。
- 中田参与 だから、使っているのです。使っているのだけれども、すぐ簡単に潰れられないから、少しずつ果実も含めて使っているわけです。
- 黒野補佐 なので、今は全部6号に整理されているのです。
- 中田参与 そうですね。果実は違います。果実は違うのですけれども、余り10年間で使えと言ってしまうと、本当に10年で終わってしまうということです。
- 高山座長 ただ、こういう指摘はあるのでしょうかね。
- 中田参与 指摘があるのはわかります。
- 高山座長 それはそうでしょうかね。もしかしたら使命はそれで終わりなのかもしれない。
- 中田参与 そこまで言えるのかという話です。
- 小森次長 なので、中長期的関与というのはまた引き続き検討するということだと思っております。
- 中田参与 お願いいたします。
- 高山座長 やはりもともとの公益法人の目的から逸脱しないような、そういうことで考えていくということが中長期的な課題でございますので、またこの点につきましては、しっかりと議論をして、今回のようなことが起きないような理論を構築していきたいと思っています。

それでは、以上の点を踏まえまして、事務局報告案の作成をお願いいたします。

なお、平成29年度の会計研究会の開催は、本日が最終日となっております。事務局修正案については各参与にはメール等で御意見を伺う予定ですが、最終案については、私、座長に一任していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

- 高山座長 ありがとうございます。
- それでは、事務局と一緒に、さらに表現をしていきたいと思っております。
- 最後に事務局から何かありますか。
- 小森次長 今後のスケジュールですけれども、今の報告書(案)ですが、座長、先生方で了解ということになりましたら、委員会に報告する。その上でパブコメをかける。パブコメは1カ月ほどである。その後は、パブコメの結果次第でございますけれども、余り変更がなければ、特にこの研究会を開催ということはないと思っております。
- 大きな変更がもしあった場合は、またそのときに御相談する。そういう形になると思っております。よろしくお願いいたします。
- 高山座長 まだこれは案でございますので、ぜひとも情報の管理につきましては、くれぐれもよろしくお願いいたします。
- ほかにございませんか。大丈夫ですか。
- なければ、以上をもちまして今回の議事は全て終了いたしました。本日は活発な御意見

をどうもありがとうございました。